

4文科初第1821号
令和4年12月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

「学校教育情報化推進計画」の策定について（通知）

このたび、「学校教育情報化推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しましたので、お知らせします。

本計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示すものであり、法第22条第2項に定める学校教育情報化推進専門家会議から意見を聴取し、関係行政機関の長と協議した上で、文部科学大臣が策定したものです。また、法第9条第1項及び第2項により、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、本計画（都道府県学校教育情報化推進計画が定められているときは、本計画及び都道府県学校教育情報化推進計画）を基本として、その都道府県又は市町村の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることとされているところです。

文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、本計画に基づいて学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしております。

貴職におかれては、本計画の内容等を十分御理解の上、学校教育の情報化の更なる推進に努めていただくようお願いいたします。

なお、市町村が法第9条第2項に定める市町村学校教育情報化推進計画を策定する際は、地域の実情に応じて、複数の市町村が共同して一つの計画を策定することも可能であることを申し添えます。その他の留意点については、「学校教育情報化推進計画の策定期等について（周知）」（令和4年10月20日付文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡）も併せて御参照ください。

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学長におかれては附属学校に対して周知を図るようお願いいたします。

別添 学校教育情報化推進計画

【本件連絡先】

初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

電 話：03-5253-4111（内線 2656）

E-mail：digital-pt@mext.go.jp

学校教育情報化推進計画

令和4年12月26日

はじめに

- ・令和元年（2019年）6月、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号。以下「法」という。）が成立し、公布・施行された。法第8条第1項においては、「文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（略）を定めなければならない」とされている。本計画は、当該規定に基づき、また、法第22条第2項に定める学校教育情報化推進専門家会議から意見を聴取し、関係行政機関の長と協議した上で、文部科学大臣が策定するものである。
- ・本計画は、我が国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、法第9条において努力義務とされている、各自治体の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。
- ・第1部総論では、我が国における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、それらに応じた4つの基本的な方針、計画期間、目標、基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点をまとめた。第2部各論では、基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点をまとめた。

第1部 我が国における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 学校教育の情報化の現状と課題

- ・超スマート社会（^{ソサエティ}Society5.0）の到来により、我が国は、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつある。それは、不透明で変化の激しい時代ともいえるが、新たな創造の時代への過渡期でもある。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化は加速している。
- ・急速に変化する社会状況の中で、子供たちは、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められている。

- ・新たな教育の創造と充実は、子供たちが豊かな人生を送り社会を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするためにも欠かせないものであり、その重要性は多方面から指摘されている。まさに教育は国家百年の大計を担うものであり、新たな時代の新たな教育創造が不可欠である。
- ・緊迫する国際情勢の中で、国の通信基盤や国民の ICT¹リテラシーは、国民の生命や安全を守る上で重要な存在であることが再認識された。自然災害の多い我が国においても、こうした「ナショナルインフラ」ともいべき通信基盤の整備や ICT リテラシーの向上に戦略的に取り組むべきである。

(1) 児童生徒の資質・能力

- ・我が国の生徒の学力を見れば、数学や科学に関するリテラシーは継続して世界トップレベルである一方、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題がある。さらに、我が国の生徒の生活全般における満足度は 47 개국・地域中 43 位となっている (PISA, 2018²)。
- ・我が国においては、デジタル機器の利用について学校よりも家庭が先行している面もあり、「ネット上でチャットをする」「1人用ゲームで遊ぶ」頻度が多いと回答した生徒の割合は、OECD 加盟国の中で最も多かった。一方で、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間は短く、OECD 加盟国中最下位であった。つまり、学校外ではゲームやチャットなど学習以外にデジタル機器を利用しているものの、学校の授業や学習において積極的に ICT を活用している状況にはなかった、といえる (PISA, 2018)。
- ・他方、「授業でもっとコンピュータなどの ICT を活用したいと思いますか」という質問に対して約 8 割、「学習の中でコンピュータなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に対して 9 割以上の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答しており、児童生徒の ICT 活用への関心や意欲が高いことが明らかになった (平成 31 (令和元) 年度 (2019 年度)、令和 3 年度 (2021 年度) 全国学力・学習状況調査)。
- ・デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイング (Well-being) が具現化されるような教育が、今改めて求められている。
- ・世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必

¹ Information and Communication Technology (情報通信技術)

² OECD (経済協力開発機構) 生徒の学習到達度調査 2018 年調査

要な資質・能力である「情報活用能力」を、学習の基盤となる資質・能力として教科等横断的に育成していく必要がある。

- ・ ICT の活用が日常的になるにしたがって、利用についてのルール設定や指導が十分でない中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、ICT 機器を必要以上に長時間にわたり使用したり、健康を害したりする例もある。また、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持たないまま、誤って他人の著作物等を利用してしまう可能性や、授業目的の場合は著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できることから、授業外においても著作物を自由に利用できるという誤った認識を抱いてしまう可能性もある。子供たちの未来の成長を支えるとともに、国際的ルールを遵守する観点からも、情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルと必要な知識を習得させる必要がある。

(2) 教職員の指導力

- ・ 学習指導要領の下、各教科等（各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成するに当たっては、ICT 環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要である。このため、デジタルを活用した新たな教育手法の開発・普及が求められる。
- ・ GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末などの ICT 環境が急速に整備され、今後は 1 人 1 台端末の利活用を量的にも質的にも充実させていくことが重要なフェーズとなっている。1 人 1 台端末での学びは大部分の学校にとって初めての取組であるとともに、教職員の研修が十分ではない、教職員によっては ICT 利活用のノウハウが不足している、地域や学校によっては利活用に遅れがみられる、などの指摘がある。教職員が子供たちと共にデジタルに慣れ親しみ、使いこなす、適応していくとともに、それぞれが個に応じてデジタル活用のスキルを向上させていくことが求められている。
- ・ 関係者への説明などが十分にされないまま、ICT 端末の学習用ツールのうち、一部の機能を制限している例が見受けられる。子供たちに ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等とも共通理解を図りながら、安全・安心に持ち帰りを行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要である。
- ・ 令和 4 年度（2022 年度）入学生から高等学校における「情報 I」が新たに必修となる一方で、一部の地方では免許外教員の割合が多いなど、教師の確保と配置の適正化に課題がある。
- ・ GIGA スクール構想の実現のため、ICT 支援員（情報通信技術支援員）など、学校の情報化の推進を支える専門的な人材の確保と強化が求められているにもかかわらず、市町村

によって支援人材の配置が偏在している、地域に相応しい人材がいない、などの声があり、文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画」において掲げられている「4 校につき 1 人配置」という目標は達成できていない。

(3) ICT の環境整備

- ・ 現在の子供たちは、生まれながらに ICT の恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」ともいえる世代であり、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、1 人 1 台端末をはじめとする教育環境を整えることが必須である。
- ・ 学校の ICT 環境整備については、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 年計画」などにより、学校 ICT 環境の整備に向けた地方財政措置が講じられるとともに、文部科学省としても、各自治体における計画的な整備を促進してきた。しかしながら、地方間で整備状況の差が大きく、我が国全体の学校 ICT 環境は各国の後塵^{こうじん}を拝していた。
- ・ このため、GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人 1 台端末や高速大容量通信ネットワークなどの学校 ICT 環境について、全国で抜本的な整備促進を行った。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等も踏まえて GIGA スクール構想を前倒しし、緊急的に必要な累次の補正予算を編成し、急ピッチで学校の環境整備を前進させた結果、端末の整備等の水準は世界的に見ても遜色のないものとなっている。
- ・ これにより、デジタル化の 3 段階³のうち、第 1 段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第 1 段階を着実に実行しつつ、当面、第 3 段階を見据えながら、全国全ての学校で、第 1 段階から第 2 段階への移行を着実に進めることが適当である。
- ・ 一方で、急速な整備の中で、機器の設定による制限やベストエフォートでの混雑などのボトルネックにより、ネットワーク回線の速度が十分でない、指導者用端末をはじめ、充実した指導を行うための設備・機器や故障時のための代替機が不足している、学校や家庭への支援等に関する取組状況が自治体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるに当たっての課題も明らかになっている。教師が新しい取組に挑戦することを躊躇^{ちゆうちよ}せず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、政府と学校設置者、学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要がある。

³ デジタル化には一般に「デジタイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の 3 段階があるといわれ、第 1 段階のデジタイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。第 2 段階のデジタルライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材の組み合わせからデジタル教材のリコメンドを参考に最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第 3 段階のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。

(参考) GIGA スクール構想に関する各種調査の結果 (文部科学省調査)

・教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 (全学校種)

【公立】 全国平均 : 0.9 人/台 (令和 4 年 3 月 1 日) ←1.4 人/台 (令和 3 年 3 月 1 日)

【私立】 全国平均 : 1.4 人/台 (令和 3 年 3 月末) ←2.2 人/台 (令和元年度末)

・校内ネットワーク環境 (普通教室の無線 LAN 整備率)

全国平均 : 94.8% (令和 4 年 3 月 1 日) ←78.9% (令和 3 年 3 月 1 日)

- ・また、義務教育段階において 1 人 1 台端末環境で学んだ生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、高等学校段階における端末の整備についても万全を期す必要がある。このため、文部科学省とデジタル庁が協力し、各種の交付金等も活用しながら、各自治体における端末整備の加速を促してきた。保護者の理解も得ながら BYOD⁴方式による整備を推進した自治体も多数ある。現状では、令和 4 年度 (2022 年度) 中に、全ての都道府県・政令市において、高校 1 年生の 1 人 1 台端末環境の整備が完了する見込みである。令和 6 年度 (2024 年度) までには、学年進行によって整備を進める自治体も含め、高校全学年の 1 人 1 台端末環境の整備が完了する予定である。
- ・GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としている。このため、学校内のみならず学校外と接続するネットワークが高速大容量であること、地方公共団体等の学校の設置者が整備する教育情報セキュリティポリシー等において、必要なセキュリティ対策を講じた上でクラウドの活用を進めることとしている。
- ・デジタル教科書については、全国の小中学校における実証事業の成果も踏まえながら、中央教育審議会等において、より効果的な学びを実現するための紙の教科書とデジタル教科書の関係性、デジタル教材との連携の在り方など、その活用の在り方が検討されており、教科書改訂に合わせてデジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として、令和 6 年度 (2024 年度) に向けた方向性を明確化する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期にわたり行われた中で、全国の学校現場では児童生徒の学習機会の保障のために積極的な取組が行われた。文部科学省において、臨時休業等の非常時における端末の持ち帰りの準備状況を調査したところ、全国の公立小中学校等の 95.2% から、持ち帰りについて準備済みとの回答を得た (令和 4 年 (2022 年) 1 月末時点)。また、臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況については、令和 3 年 9 月時点の 31.2% から、69.6% (令和 4 年 (2022 年) 1 ~ 2 月) に増加した⁵。

⁴ Bring Your Own Device の略。児童生徒が自身や家庭で保有する端末を学校に持参・利用すること。

⁵ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する

(4) 学校における働き方改革と組織・体制

- ・OECD の調査によると、小・中学校ともに、日本の教師の1週間あたりの仕事時間の合計は参加国の中で最長であり、事務業務に係る時間が参加国の平均と比べて長い傾向にある（TALIS⁶2018）。校務の情報化など ICT の活用による校務効率化により、教師の事務業務にかかる時間を減少させることが必要である。
- ・文部科学省による平成 28 年度（2016 年度）の教員勤務実態調査においても、総授業時間数の増加などを理由として、小・中学校教師の勤務時間は 10 年前の調査と比較して増加している。
- ・令和 3 年（2021 年）12 月に文部科学省が公表した「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果によると、教職員の時間外勤務は、平成 30 年度（2018 年度）以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実につつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要がある。
- ・このような実態も踏まえ、文部科学省では、小学校 35 人学級の計画的整備や、教員業務支援員等の支援スタッフの配置拡充などに取り組んでいるが、ICT を活用して成績処理などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理を徹底することなども含め、デジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要がある。
- ・GIGA スクール構想は学校の働き方改革にも有効であると考えられるが、ICT 担当教師 1 人のみに負担が集中している、学習者用端末の管理等に関して業務量が増えているといった指摘がある。また、学校設置者における ICT 教育の推進体制が十分ではなく、学校や教職員に対する支援が行き届いていない地方がある。

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

1. に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、以下の 4 つの基本的な方針を定めることとする。

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・Society5.0 の到来により、更に技術革新が進んでいく新たな時代において、子供たちには、高い志を持つことと併せて、技術革新と価値創造の源となる飛躍的な知を発見・創

る調査」調査結果

⁶ OECD 国際教員指導環境調査

造することなど、新たな社会を牽引する能力が求められる。特に、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成が必要不可欠である。また、当該能力の着実な育成のためには、情報活用能力の育成状況について教育委員会が正確に把握できるようにすると同時に、各学校が情報活用能力育成の観点からカリキュラム・マネジメントを行うことが求められる。

- ・ ICT を積極的に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められる。多様で大量の情報が取り扱えるのみならず、時間・空間の制約を超えることができるなどの ICT の特性・強みを生かし、端末を日常的に活用することで、児童生徒自身が、ICT を新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようにすることが必要である。また、そのためには、児童生徒が自ら進んで学習する、自律的な学習者となることが求められる。
- ・ ICT の活用は令和の日本型学校教育の前提であり、教育の質を向上させ、子供たちの資質・能力を伸ばさせていくため、ICT をこれまでの実践と最適に組み合わせて有効に活用するという視点が重要である。
- ・ 不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供、中山間地域や離島等の児童生徒への多様な学びの機会の提供等に、ICT の持つ特性を最大限活用することが重要である。
- ・ 児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤ともいえる。このため、情報モラルも含めた情報活用能力を各教科等の指導の中で育成するとともに、子供たちに ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図ることが重要である。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題解決する力が一層求められる。
- ・ 子供たちが授業のみならず、家庭等でも日常的に ICT 端末を活用した学習をする機会が増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT 機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮することが必要である。
- ・ 高等学校における「情報Ⅰ」の必修修化や、大学におけるデータサイエンス教育の充実などを踏まえ、高大接続の観点からも、小学校段階からの体系的な情報活用能力の育成が必要である。

(2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

- ・ ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教師が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。
- ・ ICT が積極的に活用されるためには、あらゆる教職員等が ICT を活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要であり、各学校設置者において実施されている研修の充実や支援体制の強化が求められる。実際の授業を想定した主体的な校内研修なども、授業力の向上に大きな役割を果たすと考えられる。また、教員養成段階においても、ICT を用いた指導方法等の一層の充実が求められる。
- ・ ICT を特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる局面において ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国が参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが求められている。また、活用が進んでいない地域や学校に対する個別のサポートが必要である。
- ・ 学校現場や教職員に対する ICT の専門家による助言や支援が必須であることから、学校設置者は、教職員を支援する体制として ICT 支援員の配置を充実させることが必要である。また、日本全国どの地域においても支援が行き届くようにするために、自治体間の連携を今後一層進める中で、市町村単位を越えた広域的な支援体制を構築することを目的とする GIGA スクール運営支援センターの機能を強化することが必要である。
- ・ ICT 支援員の活用や教員の研修受講が進んでいる地域ほど、教員の ICT 活用指導力が高いといった分析⁷もあるところ、教職員の支援の充実を図っていく必要がある。
- ・ 学校図書館は、「読書センター」機能のほか、ICT の活用を含めた、情報の収集・選択・活用能力を育成し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能も有することから、各教科担当職員と司書教諭、学校司書がより一層連携し、教職員の ICT 活用能力を高めることが必要である。
- ・ 感染症や災害等の学校教育への影響が避けられない状況にあっても、教師が対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッドの指導を行うことで、学びの継続を担保するという局面は、今後も我が国が直面する可能性があることから、普段から非常時における対応の備えを十分にしておく必要がある。

⁷ 内閣府・文部科学省「GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会」

(3) ICT を活用するための環境の整備

- ・全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」で「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の恵沢を享受できる学校の教育環境を整備することが重要である。
- ・GIGA スクール構想により高速のネットワーク環境の整備が進んだものの、急速な整備により、従来明らかでなかったボトルネックも判明しつつある。例えば、学校内で一斉に接続しようとする通信速度が遅くなり、授業に支障が生じるといった課題も指摘されている。このようなことが要因となり、教師の ICT 活用に挑戦しようとする熱意や、児童生徒の学習への意欲を阻害することがないように、上述のボトルネックをはじめとした利活用の阻害となる要因を特定し、必要な手立てを講じることが不可欠である。
- ・大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要がある。また、学校図書館は、公共図書館等との連携を図りながら、電子書籍を含めた ICT の活用を進め、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図るとともに、学習活動における学校図書館の積極的な活用を進めていく必要がある。さらに、学校外のネットワークなど、学校内にとどまらない環境整備についても、関係省庁と連携しながら進める必要がある。
- ・高等学校における 1 人 1 台端末環境については、教科「情報」にとどまらず、学習指導要領で目指す情報活用能力などの基盤的な能力を育成するために必要不可欠な環境であり、整備に遅れがみられる都道府県等に対し、更なる促進を図る必要がある。
- ・新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、その充実と活用事例の横展開を図る必要がある。デジタル教科書については、令和 6 年度（2024 年度）からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、令和 4 年（2022 年）10 月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講じ、学校現場での活用を推進する。
- ・児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全に ICT を活用できる基盤をつくることが必須である。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つようにする。
- ・今後も起こり得る感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、家庭の通信環境の定期的な把握、支援措置（モバイルルータの貸与や通信費の支援等）や、平常時からの積極的な活用が求められる。この際、整備した機器を有効に活用・管理することや、契約時にスケールメリットを働かせる観点等から、GIGA スクール運営支援センターも活用し、複数の自治体が連携して取り組むことも有効である。

- ・個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。教育データの活用により、EBPMによる政策改善や、効果的な教授方法の開発、優良事例の横展開などの可能性も高まり、教育の質の向上が期待されるため、必要な取組を推進する。

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

- ・教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICT の活用は極めて大きな役割を果たし得るものである。各種調査や事務のデジタル化などにより、教職員を雑務から解放し、多忙感を軽減させるという視点も重要である。
- ・国、学校設置者、学校それぞれにおいて、ICT 教育推進のための必要な組織と体制を整備しなくてはならない。学校においては、ICT 教育担当の教師に負担が過度に集中しないよう、校務分掌を適切なものとし、組織的な対応や改善を常に図る必要がある。
- ・教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICT の活用が進んでいるといった研究結果⁸もあり、教育委員会や管理職が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとして GIGA スクール構想を推進することが重要である。
- ・GIGA スクール構想の推進に当たって、教育委員会内に専門の担当部署を設置したり、セキュリティやネットワークの在り方については首長部局と連携し取り組んだり、市町村間で情報共有する協議会などの枠組を構築したりするなど、推進体制の強化を図ることが重要である。その際、総合教育会議等を活用し、首長と教育委員会が施策の方向性を共有した上で連携を図りながら対応することが重要である。
- ・従来アナログに最適化されていた校務をデジタル化し、学校における働き方改革を前進させるため、クラウド活用による次世代の校務 DX を進め、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要がある。

3. 計画期間（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）

- ・本計画は、今後 5 年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、技術革新のスピードが速い ICT 分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるとともに、策定から 3 年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定するものとする。

⁸ 国立教育政策研究所 令和元～4 年度プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」中間報告書「公正で質の高い教育を目指した ICT 活用の促進条件に関する研究：2020 年度全国調査の分析」（令和 4 年（2022 年）1 月）

4. 学校教育の情報化に関する目標（法第8条第2項第3号関係）

2. に掲げた4つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり、学校教育の情報化のための目標を設定する。

あわせて、それぞれの目標の進捗について効果測定を行うための指標を示す（〔 〕内は測定手段）。国は、計画期間中の進捗状況に応じ、多面的な指標による効果測定を行うことが求められる。

（1）ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・ ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。

（指標）

- ✓ ICT活用による児童生徒の変容（ICTを使った勉強は役に立つと思うか、関心や意欲が高まるかなど）〔全国学力・学習状況調査〕
- ✓ 児童生徒の情報活用能力〔情報活用能力調査〕
- ✓ 情報化指導者養成研修など国・教職員支援機構が実施する研修の実施状況（オンラインの割合を含む。）〔国・教職員支援機構による調査〕

（2）教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

- ・ 教師のICT活用指導力やICT支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT活用に関する地域間の差を縮小させる。

（指標）

- ✓ 授業においてICTを活用して指導する能力〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査〕

70.2%（2021年度）→100%（2026年度）

- ✓ 授業等におけるICT機器の活用頻度の地域差

1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合〔全国学力・学習状況調査〕

小学校53.9%、中学校58.6%（2021年度）→100%（2026年度）

- ✓ 端末を個別最適な学びや協働的な学びに活用しているか [全国学力・学習状況調査]
- ✓ ICT 支援員の配置状況、ICT 活用教育アドバイザーの活動状況 [自治体における学校の ICT 関係決算状況等調査等]

ICT 支援員：5620 人（2021 年度）→8000 人（2024 年度）
- ✓ GIGA スクール運営支援センター等の組織的支援体制を敷く自治体の割合
- ✓ 高校の情報科担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合

83.3%（2022 年） → 100%（2024 年）

（3）ICT を活用するための環境の整備

- ・ GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校 ICT 環境の整備を一層推進する。
- ・ 端末の持ち帰りを含め、家庭学習における ICT の活用体制を整備する。

（指標）

- ✓ 高等学校における ICT 環境整備状況

高等学校における端末整備状況：2024 年度までに全都道府県・政令指定都市で 1 人 1 台端末環境を整備
- ✓ ネットワーク速度の実測値や、アセスメントの実施状況
- ✓ 同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンライン学習が実施可能な小中高等学校の割合：100%（2027 年度）

※一定期間以上休業した学校のうち、同時双方向型のウェブ会議システムを活用したオンライン学習を実施した小中高等学校等の割合：69.6%（令和 4 年 1 月 11 日～2 月 16 日）
- ✓ 端末の持ち帰り状況や、臨時休業等の際の ICT 活用状況

端末の持ち帰り学習の準備状況：95.2%（2021 年度）→100%（2026 年度）

臨時休業等の際の ICT 端末の活用状況：84.4%（2021 年度）→100%（2026 年度）

（4）ICT 推進体制の整備と校務の改善

- ・ ICT を活用した校務の効率化や働き方改革を推進する。

(指標)

- ✓ ICT を活用した校務効率化(児童生徒の出欠連絡、保護者への連絡・アンケート、会議、書類作成等)の状況 [全国学力・学習状況調査]
- ✓ 学習評価や成績処理について、ICT を活用して、事務作業の負担軽減を図っているか(校務支援システム等の活用等) [教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査]

5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

- ・ 令和3年(2021年)5月に「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)等が成立し、9月にはデジタル社会実現の司令塔としてのデジタル庁が新設された。同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中では、我が国が目指すデジタル社会として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」が掲げられ、準公共分野の一つとして教育についても位置付けられている。本計画は、こうした政府全体の動きと軌を一にするものであり、関係省庁が連携して取り組んでいくことが重要である。
- ・ 令和3年(2021年)1月の中央教育審議会『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていくという考え方に立つべきである。
- ・ 国、地方公共団体(教育委員会)、学校の役割を明確にするとともに、関係省庁間の連携や、様々な主体が一体となった取組を推進する。

【国】

全国的な教育の機会均等や、教育水準の維持向上について責任を負う。また、ナショナルスタンダードとしての学校 ICT 環境について戦略目標を示し、リーダーシップをとって基盤整備を促進する。地方自治体や学校において ICT を効果的に活用し

た教育を実施するため、必要な支援を行う。本計画の周知を図り、学校教育の情報化が果たされるよう社会全体への旗振りを行う。

【都道府県】

高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校の設置者として、学校運営への支援や環境整備を含め、学校教育の情報化について直接的な責任を負う。広域的に市町村の学校教育の情報化に指導・助言するとともに、自治体間の連携の促進を図り、市町村の要望に応じて ICT 端末や通信契約の広域調達を含めた ICT 環境整備に対する支援を行う。

【市町村】

小中学校等の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。

【学校】

教育における最前線の現場として、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。

- ・私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重することが重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。

第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論） （法第8条第2項第4号及び第5号関係）

1. 基本的な方針を実現するための施策

（1）ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICT の効果的な利活用の推進

- ・ ICT の効果的な利活用が図られるよう、学校現場での活用状況や課題を適切に把握しつつ、端末の活用に関するガイドラインの周知や、ギガ スタディーエクス GIGA S t u D X 推進チーム⁹による情報の発信・共有を進める。
- ・ ICT 活用に関する地域間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない自治体に対してその課題に応じた重点的な指導助言を行う。

⁹ 文部科学省内に設置されている特命チーム

- ・児童生徒の情報活用能力について調査を行い、その結果を踏まえ、今後の施策の展開について検討する。

※ICTの利活用は、児童生徒の情報活用能力が充実することで初めて効果的に実施できることに留意が必要である。

②情報活用能力の育成

- ・小中高12年間を通じた情報活用能力¹⁰の育成を推進する。その中で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。
- ・児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、専門人材の参画の促進、教員向け指導資料や児童生徒向け学習コンテンツの提供等により、情報モラルに関する指導を推進する¹¹。

③健康面への配慮

- ・ICT活用における目など心身の健康面への影響について、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、留意点を広く共有する。また、子供たちの近視の状況等については、調査により把握を行う。

④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

- ・いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた、1人1台端末等の活用による児童生徒の心身の状況の把握や教育相談等を充実させるため、各自治体における先事例の普及等に努める。

⑤障害のある児童生徒の教育環境の整備（法第12条関係）

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が、障害の状態等に応じて、在籍校において、学び

¹⁰学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

¹¹「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議）においては、必要な施策・方向性として「自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていくためのデジタル・シティズンシップ教育を充実させるため、カリキュラムの基準の提示や教職員研修の在り方など、教育委員会や学校への支援を実施する」との提言がなされている。

の困難さを軽減するとともに、能力を引き出すような指導が受けられるよう、ICT を活用した支援の充実を図る。

⑥相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保（法第 12 条及び第 13 条関係）

- ・ 病気療養児等について、ICT を活用した教育支援が更に行われるよう、教育機会の確保に向けた取組を引き続き推進する。
- ・ 不登校児童生徒について、1 人 1 台端末を通じて教師とコミュニケーションを図り、ICT を活用した学習状況や成果を学校において適切に把握している事例や、教育支援センターにおいて ICT を活用した支援を行っている事例の収集・発信などにより、学校現場での取組の促進を図る。
- ・ これらの施策の実施に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症対策のために行われた対応や教訓を十分に活用する。

⑦日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒について、ICT を活用することにより、一層の教育の充実に向けた取組を進める。また、教育委員会と外部機関等の連携による、広域におけるオンライン指導の促進を図る。
- ・ 遠隔による日本語指導や、大学・NPO 等の外部機関の協力を得て行うオンラインの日本語指導等の実施を促進することにより、日本語指導等のノウハウが蓄積されていない学校においても適切な指導を実施できるような体制を構築する。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の教育的なニーズを踏まえ、日本語指導や教科指導に適したデジタル教材等の活用による指導の充実を図る。
- ・ 多言語翻訳機器・アプリ等を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教科指導中の支援、生活面での支援等の充実を推進する。また、外国籍等の保護者との連絡や就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用を促進することにより、学校と保護者の連携を推進する。

（2）教職員の ICT の活用指導力の向上と人材の確保

①学校の教職員の資質の向上（法第 14 条関係）

- ・ ICT を活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面

において自在に行えるような姿を目指し、養成・採用・研修の各段階にわたり教師の ICT 活用指導力を切れ目なく向上させる。その際、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月 21 日「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」）を踏まえ、多様な研修等の充実を図る。

- ・一方で、ICT を活用した指導に対して不安や課題を持つ教師も少なくないため、定期的に教師が理解を深められるオンライン研修などの実質的な機会を増やす。
- ・これらの研修の充実に当たっては、学校管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校司書など、ICT を活用した教育活動に携わる多様な教職員の受講についても十分配慮する。
- ・教員養成段階においては、令和 4 年度（2022 年度）入学生から、小学校、中学校、高等学校の課程において、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目の 1 単位以上の履修を必修化するなど、ICT 活用指導力の向上を図る。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT 活用実践事例の創出・収集・普及や指導資料の作成・周知を行う。
- ・教員免許更新制の見直しを踏まえ、オンライン研修の充実などにより、ICT 活用指導力の向上を含む教師の資質能力の向上と負担の軽減を両立する。

②人材の確保等（法第 18 条関係）

- ・地域の民間企業や、大学生、企業退職者などの学校を支援する意欲と能力を持つ者など、様々な専門人材の参画により、地域の力を学校の中に取り込み、組織的に学校をサポートする体制を築く。
- ・令和 4 年度（2022 年度）より共通必修科目として「情報 I」が新設されることなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。
- ・ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有する ICT 支援員などの ICT 人材の確保を促進する。その際、企業や大学とも連携し、地方公共団体が ICT 人材を確保しやすい仕組みを構築するとともに、地方公共団体の ICT 人材の確保や遠隔によるサポートも含めた活用の事例を収集して、全国に展開する。
- ・地方公共団体に対し、情報セキュリティなどの専門家を含め、ICT 活用教育アドバイザーを派遣し、各地域における ICT 環境整備に向けた課題解決を支援する。

(3) ICT を活用するための環境の整備

①学校における ICT の活用のための環境の整備（法第 15 条関係）

- ・ GIGA スクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係省庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。その際、全国一斉の整備の更新期を見越した今後の持続可能性や、ICT 教育の先進国が ICT インフラやコンテンツの充実化に注力していること、その時点での端末の水準に照らし、機能・品質などに支障がない範囲での端末のリユースやリサイクルの可能性など、効率的な整備の方法も検討する。
- ・ 高等学校段階の 1 人 1 台端末については、義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す。
- ・ ネットワークの回線速度や普通教室以外への整備、指導者用端末の整備など、活用が進みつつある中で明らかになっている課題について、解決に向けて関係省庁が連携して一つずつ取り組む。
- ・ 全国どの地域においても児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、定期的なアセスメントの実施による阻害要因の検証、改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINET の活用や、5G など移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外のネットワーク環境の整備を進める。
- ・ 経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭等に対しては、端末の持ち帰りに当たり各自治体が可搬型通信機器の貸与や通信費の支援を行えるよう、引き続き必要な措置を講ずる。
- ・ 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進する。このため、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化のモデルケースの創出と、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。

(※) クラウド化に当たっては、教室や出張先、自宅などどこからでも安全に校務を処理できるようにするという利便性と、児童生徒に関する機微情報（成績情報等）を取り扱う上での十分なセキュリティの確保の両面が重要である。

- ・学習系の各システムや校務支援システムについては、教育データの標準化の状況を踏まえ、各システム間での相互運用を踏まえた導入・更改を促進する。
- ・過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、必要な対策を講ずる。
- ・教育の情報化や、デジタル時代における多様な情報を活用した学習を図る上で、授業目的公衆送信補償金制度の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を行う。
- ・1人1台端末環境の下、情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）の整備を促進する。
- ・児童生徒が、学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT（メクビット）の活用を促進する。

②教育データの利活用、教育DXの推進

- ・デジタル庁と文部科学省等の関係省庁が連名で策定した「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえつつ、1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用を推進する。全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、更なる標準化を推進し、文部科学省「教育データ標準」を改定するとともに、全国の学校現場で公教育データの活用ができる環境を構築し、「公教育データ・プラットフォーム」の構築等を通じた政策改善等に向けた活用についても検討する。
- ・校務のデジタル化を帳簿の電子化に留めず、学習系のシステムやデータと有効に連携させるなど、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す教育DXを加速する。
- ・児童生徒一人一人のIDについては、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方を検討する。特に、学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を令和4年度（2022年度）までに検討し、検討結果を踏まえ、令和5年度（2023年度）以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。

③デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し（法第10条及び第11条関係）

- ・令和6年度（2024年度）を見据え、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講ずる。
- ・あわせて、学習指導要領コードの活用等を通じた、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）との連携など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。また、デジタル教科書を利用可能とするネットワークの在り方やデータの扱いについて、実証の結果も踏まえて整理を進め、具体的な実装を進める。
- ・1人1台端末の効果的な活用について優良な実践事例を共有するとともに、公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら児童生徒が活用できる教育コンテンツを充実させる。
- ・EdTech事業者をはじめとした民間事業者の取組への支援などにより、民間企業の推進力を活用する。
- ・探究学習のためのデジタル教材を掲載した「STEAMライブラリー」の活用事例を創出し、優良な事例の普及・展開を推進するとともに、外部コンテンツとの連携も含め、プラットフォームの持続的な運用について検討する。また、学習指導要領コードとコンテンツの連携等に取り組むことで、学校現場での活用を推進する。さらに、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する「サイエンスポータル」におけるSTEAM情報の発信を進める。

④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等（法第17条関係）

- ・1人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、家庭用端末の活用を含め、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策を目指す。その際、個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる仕組みやルールを構築する。あわせて、個人情報等については学校や教育委員会の参考となる留意事項を策定する。
- ・セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。

⑤著作権への理解

- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、学校現場で活用できる著作権教育用コンテンツの充実に取り組む。

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

①学習の継続的な支援等のための体制の整備（法第 16 条関係）

- ・ ICT を活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT 推進を担当する組織体制の整備、ICT 支援員をはじめとする専門人材の配置や、GIGA スクール運営支援センターを活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。
- ・ 情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援する。
- ・ 都道府県による市町村の支援や、広域的な自治体間の連携の促進を検討するとともに、定例の協議会を開催することや、オンラインで課題や事例等の情報を集約・発信する場を設ける。

②情報化による校務効率化

- ・ 書類作成や情報共有、採点・集計作業などについて、デジタルの活用によって効率化を進める。ICT を活用した校務効率化に関する優良な実践事例について、事例集や動画などにより広く周知する。
- ・ 教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化を進め、データの相互運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、就学事務システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について検討する。
- ・ 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞った上での校務支援システムのクラウド化を促進する。このため、域内の市町村と連携した都道府県や、政令指定都市による次世代の校務デジタル化のモデルケースの創出と、全国レベルでの効果的かつ効率的なシステムの入替えを促進する。【再掲】

- ・デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。
- ・働き方改革の観点から、教師は教師にしかできない仕事に集中し、それ以外の業務をデジタルも活用して可能な限りアウトソーシングすることを促進する。その際、ICT 端末やグループウェア等も積極的に活用し、効率化と業務の質の向上を目指す。

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

① 調査研究等の推進（法第 19 条関係）

- ・ ICT 教育の先進国など、他国における学校教育の情報化の現状を、我が国が採るべき戦略の参考とする。効果的な教育方法や教材、健康への影響など、国内外の先行的な調査研究の整理を進める。紙の教科書とデジタル教科書に関して、効果的な学びを実現するための最適な組合せや、教育上の効果について検証を進める。
- ・ EBPM や政策評価の結果を踏まえて、計画の推進や見直しを適宜行う。GIGA スクール構想の政策効果についての検証を、内閣府や専門家と連携して進める。

②関係者の共通理解の促進

- ・ 学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT 利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。

③国民の理解と関心の増進（法第 20 条関係）

- ・ 保護者をはじめとして広く国民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケートなどを実施する。

④地域、大学や民間事業者等との連携

- ・ 第 1 部 5. に示した国、都道府県、市町村、学校の役割分担の下、産学官民の様々な主体が連携した取組を進める。

【参考】学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）（関連部分抜粋）

（学校教育情報化推進計画）

第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
 - 二 学校教育情報化推進計画の期間
 - 三 学校教育情報化推進計画の目標
 - 四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3・4 （略）
- 5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 6 （略）

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

（デジタル教材等の開発及び普及の促進）

第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。）、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（教科書に係る制度の見直し）

第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。）について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

（障害のある児童生徒の教育環境の整備）

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共

に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

第二十二條 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。